# 広聴特別委員会

日 時 令和3年7月8日(木)

午前9時30分

場 所 第1委員会室

### 付議事項

1 モニター意見について

2 その他

モニターからの意見	担当委員会
モニター意見及び質問	
1. 令和2年12月10日の「議員と議会人の違い」等についての質問に対しての回答をいただきましたが、小学生を相手に返答しているように思えます。質問の真意を感じ取ることができない議会であるならばモニター制度自体の存在価値があるのかどうかさえ疑問に思えてしまいます。今一度明確にご教授願いたい。	
2. 令和3年1月26日の「政策討論会の開催」等についての意見について回答をいただきましたが、「どのような方法があるか考えていきます」とは議員の資格が問われる回答だと思っています。「政策立案」に拘ることなく様々な議論がこの山陽小野田市議会で必要であるとの認識がないのでしょうか。明確な回答を求めます。	
3. 令和3年1月26日の会派についての質問・意見に対しての回答をいただきました。ネットで拝見した限りでは会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが違うのでしょうか。	
4. 上記3. が事実であった場合にホームページに会派理念が掲載されるのであれば、いつまでに掲載するかを何故協議されないのでしょうか。	
5. 今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。	
6. 上記 5. の吉永議員の発言について問題があるとしたら本会議場において(執行部も居るという意味で)議長からの注意なりあってしかるべきではないか。開かれた議会において、なあなあで済ますことは問題があると考えますがいかがでしょうか。市民は見ています。	

7. 今年度6月議会で代表質問が行われましたが、一般質問との違いがどこにあったのでしょうか。政策理念を共にする会派の特色も見えづらく、最後は議会参与が答弁で一般質問と化していました。代表質問は市長の政策理念、方針、まちづくりの考え等を掘り下げ一般質問につなげていくものだと考えておりますが、何故まともな代表質問が行われないのでしょうか。明確に教えてください。

## 令和3年6月15日付 市議会モニター:樋口晋也

	担当委員会
委員会運営資料について	
各委員会が開催される際に委員会資料がホームページにアップされていますが、アップされる資料の選択が 統一されておらず事務方の判断に基づいて掲載されたりされなかったりが行われているのではないかと感じて	
います。 具体的には、モニター意見や陳情書が委員会に何度も登場するわけですが、その都度資料としてアップされている場合と、されていない場合とがあります。	
議会として決定いただき委員会運営のルールとして運用されるべきではないかと考えます。 モニター(視聴者)としては、その内容確認のために過去にさかのぼり探すことがないようにしていただけると手間が省けます。ご検討ください。	

## 令和3年6月24日付 市議会モニター:樋口晋也

モニターからの意見	担当委員会
令和3年6月24日議会運営委員会を見て	
代表質問についての議論がされていましたので意見を申し上げます。 一般質問の時間は70分と制限されています。代表質問は60分と制限されています。 「議会は言論の府」という言葉をよく聞きますが、一定の制限の中で行われているのが現状です。 そのわずかな時間は「言論の府」の機会であり、それが減ることを議会自ら決めることは矛盾ではないかと	
感じます。 廃止の議論をする時間があれば「代表質問とは何か」について議論されれば良いのではないでしょうか。 他のモニター意見にありましたように「議会政策討論会」が開催されることもなく日々過ぎてきた状況から もいかがかと考えます。	
廃止したことでもしも何もデメリットが発生しなかったとしたらそのこと自体が問題であると捉えるべきではないでしょうか。 しっかりと議会内での議論を期待しております。	

## 令和3年6月28日付 市議会モニター

モニターからの意見	担当委員会
1年間モニターとして市議会のことを学ぶ機会をいただき、大変感謝しています。 本会議では、各議員の方々が本市の発展のため、市民生活を守るため、あらゆる方面からの調査、提案をされ、行政の方々が取捨選択され、具体的な実現に向け、働いておられることを知りました。 あまりにも初歩的な感想で申し訳ありません。 ますますのご精進をお祈りしております。	